

富田林市きらめき創造館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富田林市きらめき創造館条例（平成 29 年富田林市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第 2 条 富田林市きらめき創造館（以下「創造館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、休館し、又は開館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 創造館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(登録の申請等)

第 3 条 創造館の施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ富田林市きらめき創造館使用登録申請書（様式第 1 号）により委員会に登録の申請をしなければならない。

2 委員会は、前項の申請書を受け付けたときは、その使用目的及び内容を審査し、登録の決定をするときは、富田林市きらめき創造館使用登録決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の決定通知書の交付を受けた者は、登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、富田林市きらめき創造館使用登録変更・廃止届（様式第 3 号）を委員会に提出しなければならない。

(使用許可申請等)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による施設の使用許可申請は、富田林市きらめき創造館使用許可申請書（様式第 4 号）による。

2 前項の規定による申請は、施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前 1 月に当たる日の属する月の初日（初日が土曜日、日曜日又は第 2 条第 1 項に規定する休館日に当たるときは、その翌日。以下「受付日」という。）から受け付けるものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、受付日を変更することができる。

3 委員会は、第 1 項の申請書を受け付けたときは、これを審査し、使用を許可するときは、富田林市きらめき創造館使用許可書（様式第 5 号）を申請者

に交付するものとする。

- 4 第1項の規定による申請に係る使用許可の順位は、申請された順序による。ただし、申請が同時の場合は、抽選により決定する。
- 5 第3項の使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用の内容を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、富田林市きらめき創造館使用変更許可申請書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。
- 6 委員会は、前項の申請書を受け付けたときは、これを審査し、使用の内容の変更又は使用の取消しを許可するときは、富田林市きらめき創造館使用変更許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。
- 7 使用者は、前項の規定による変更の許可を受けたことにより、使用料の額に不足が生じたときは、当該変更の許可を受けた際に不足分の使用料を納付しなければならない。

（使用料の減額等）

第5条 条例第6条第1項ただし書の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用で使用する場合 10割
 - (2) 富田林市内の保育所及び幼稚園、小学校、中学校並びに高等学校が教育活動として使用する場合 10割
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が別に定める割合
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、富田林市きらめき創造館使用料減額・免除申請書（様式第8号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 委員会は、前項の申請書を受け付けたときは、これを審査し、免除を許可するときは、富田林市きらめき創造館使用料減額・免除許可書（様式第9号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第6条 条例第6条第3項ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用日の前7日までに、第4条第6項の規定による取消しの許可を受けた場合 既納使用料の5割
- (3) 使用者が使用日の前7日までに、第4条第6項の規定による変更の許可を受けたことにより、既納の使用料に過納金が生じた場合 過納

金の5割

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、富田林市きらめき創造館使用料還付申請書（様式第10号）を委員会に提出しなければならない。

（遵守事項）

第7条 使用者その他の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用する施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- （2） 使用の許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。
- （3） 無断で物品を販売しないこと。
- （4） 所定場所以外において飲食又は喫煙しないこと。
- （5） 暴力行為等他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- （6） 係員の指示に従うこと。

（委任）

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例附則に規定する規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 創造館の運営及び管理に関し必要な手続等は、この規則の施行前においても行うことができる。